船橋市立学校空調設備運用指針

船橋市教育委員会

目 次

1	はじめに
	(1) 本指針について ・・・・・・・・・・・・・・2
	(2)環境負荷低減及び児童生徒の健康への配慮について・・・・・2
2	夏季の稼働
	(1) 稼働期間について ・・・・・・・・・・・・・・・3
	(2) 稼働時間について ・・・・・・・・・・・・・・3
	(3)空調設備の温度設定について ・・・・・・・・・・・・・・4
	(4) 換気について ・・・・・・・・・・・・・・・・4
	(5) カーテン等の活用について ・・・・・・・・・・・・・4
	(6)健康への配慮について ・・・・・・・・・・・・5
3	冬季の稼働
	(1) 稼働期間について ・・・・・・・・・・・・・・・6
	(2) 稼働時間について ・・・・・・・・・・・・・・・6
	(3) 空調設備の温度設定について ・・・・・・・・・・・・・・
	(4) 稼働について ・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(5) 換気について ・・・・・・・・・・・・・・・・・7
	(6) カーテン等の活用について ・・・・・・・・・・8
	(7) 健康への配慮について ・・・・・・・・・・・・8
4	適正な運用
	(1) 操作について ・・・・・・・・・・・・・・9
	(2) 電気方式による空調設備について・・・・・・・・・・9
	(3) ガス方式による空調設備について・・・・・・・・・10
	(4)使用方法に関する掲示等について ・・・・・・・・・11
5	その他
	(1) 定期的な清掃の実施について ・・・・・・・・・11
	(2) 光熱費の使用状況について・・・・・・・・・・11
	(3) 環境教育について・・・・・・・・・・・・・・・12

1 はじめに

(1) 本指針について

学習への快適な環境を整え、児童生徒が意欲を持って学べる条件整備と、 近年の平均気温の上昇による夏季の熱中症予防など児童生徒の健康面への配 慮のため、普通教室等に空調設備を導入することになりました。

そこで、今回導入される空調設備、既設の空調設備(仮設・増築校舎、音楽室等特別教室、職員室等管理諸室)について、本指針を踏まえ、適正かつ有効に使用していただくとともに、児童生徒・教職員それぞれが、省エネ・地球環境への配慮等に対する意識をより一層高め、創意工夫した取り組みを推進されるよう、本指針を定めました。

(2)環境負荷低減及び児童生徒の健康への配慮について

空調設備を導入することは、学習への快適な環境を提供する一方で、室外機等の排熱によるヒートアイランド現象や温室効果ガス(二酸化炭素等)の排出量が増えるなど環境に負荷を与えてしまうという側面を持っています。

本市では、現在及び将来の市民が、健全で良好な環境の恵みを受けとることができるよう、環境の保全に関する目標及び施策の基本的な方向性を示す計画として、令和3年3月に「第3次船橋市環境基本計画」を策定しました。 教育委員会としても、市と一体となって取り組んでいくことが重要と考えております。

また、空調設備は使い方によっては、児童生徒の健康にも影響を与えかね ません。

これらのことにより、地球環境・児童生徒にやさしい空調設備の運用を進めてください。

2 夏季の稼働

(1) 稼働期間について

6月中旬から9月中旬を基本とします。

・ 学習環境並びに健康面で特別な配慮が必要な児童生徒がいる場合等を考慮して、稼働期間を調整し、不用意な稼働を避けて、光熱費の削減に努めてください。

(2) 稼働時間について

普通教室・特別教室は授業時間内を、また、管理諸室は勤 務時間内を基本とします。

- 体育の授業等で、普通教室・特別教室を使用しない場合については、必ず電源を切るようにしてください。
- 清掃時間中は、稼働しないでください。
- 普通教室・特別教室等で授業時間外に空調の稼働を必要とする 場合は、校長又は教頭(副校長)の許可のもとに使用してください。



(3)空調設備の温度設定について

28℃とします。

- 設定温度の下げ過ぎは、体調を崩してしまう原因やエネルギーの無駄遣いにもつながりますので、適正な温度設定で稼動してください。
- ※「学校環境衛生基準(平成30年4月1日施行)」(文部科学省)では、 健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持されることが望ましい温度の基準を「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」としています。

(4) 換気について

・ 教室内の環境保持のために、適宜、扉や窓を開け、十分な換気 に努めてください。

(5) カーテン等の活用について

- 状況に応じてカーテン等で外気熱を遮断し、効率よく室内を冷 やすことで、エネルギーの節減に努めるようにしてください。な お、採光等にも十分配慮してください。
- ・ 陽のあたる教室等では、「ゴーヤや朝顔」等のつる性植物を植えるなどのグリーンカーテンは、直射日光を遮るために有効な手段です。

• 扇風機が既に設置されている教室においては、扇風機を併用する ことで、床付近にたまりがちな冷気を室内全体に効率よく拡散する ことができます。これにより、体感温度を下げ、より涼しく感じる ことができ、空調効率も上がることから、エネルギーの節減にもつ ながります。

(6)健康への配慮について

- 体感温度には個人差があります。児童生徒個々の体調等に配慮 してください:
- 設定温度だけなく、風が連続して当たらないように席をずらす などの工夫をしてください。
- プール後で髪が濡れていたり、運動後で汗をかいたりした状態で冷風を受けると、急激に体温が下がることがありますので、十分配慮するようにしてください。



3 冬季の稼働

(1)稼働期間について

12月から3月下旬を基本とします。

- 就学時健診時は、必要に応じ稼働させてください。
- ・ 学習環境並びに健康面で特別な配慮が必要な児童生徒がいる場合等を考慮して、稼働期間を調整し、不用意な稼働を避けて、光 熱費の削減に努めてください。

(2) 稼働時間について

普通教室・特別教室は授業時間内を、また、管理諸室は勤 務時間内を基本とします。

- 体育の授業等で、普通教室・特別教室を使用しない場合については、必ず電源を切るようにしてください。
- 清掃時間中は、稼働しないでください。
- 普通教室・特別教室等で授業時間外に空調の稼働を必要とする 場合は、校長又は教頭(副校長)の許可のもとに使用してください。

(3)空調設備の温度設定について

17℃とします。

- 設定温度の上げ過ぎは、体調を崩してしまう原因やエネルギーの無駄遣いにもつながりますので、適正な温度設定で稼働してください。
- ※「学校環境衛生基準(平成30年4月1日施行)」(文部科学省)では、 健康を保護し、かつ快適に学習する上で維持されることが望ましい温 度の基準を「17℃以上、28℃以下であることが望ましい」として います。

(4) 稼働について

石油ストーブを基本とします。

- 稼働期間、稼働時間、温度設定等は、この運用指針に準じてください。
- 石油ストーブの不足が生じた場合は、普通教室以外から、順次 空調設備の使用をしてください。

(5) 換気について

・ 教室内の環境保持のために、適宜、扉や窓を開け、十分な換気に努めてください。

(6) カーテン等の活用について

状況に応じてカーテン等で、冷気を遮断し、また、陽が当たっているときは、眩しくない程度にカーテン等を開け、教室内を暖め、エネルギーの節減に努めるようにしてください。なお、採光等にも十分配慮してください。





扇風機が既に設置されている教室においては、扇風機を併用することで、天井付近にたまりがちな暖気を室内全体に効率よく拡散することができます。これにより、室内の温度を均一に近づけ、空調効率も上がることから、エネルギーの節減にもつながります。

(7)健康への配慮について

風邪等の予防に努めてください。

・ 冬季は教室内が乾燥しやすく、風邪等の原因となることから、 室内にはバケツ等に水を入れて教室内の隅に設置する等、工夫し てください。

4 適正な運用

(1) 操作について

操作は、必ず教職員が行ってください。

- 使用開始の操作は、必ず、職員室の集中コントロールパネルで 行ってください。
- ・ 稼働時間内は、各教室の操作パネルで、電源の ON・OFF の運転管理を行ってください。
- 教室を使用しない場合は、電源を切ってください。
- ・ 退勤時は全設置場所について、切り忘れがないか確認してください。(平成23年以降に設置した空調設備は、職員室の集中コントロールパネルにより、稼働状況を確認できますが、それ以前に設置した空調設備は、各部屋で稼働の状況を確認しなければなりません。)

(2) 電気方式による空調設備について

 一斉に稼働させると、学校全体の最大使用電力が跳ね上がり、 電気料金が高騰します。学校の日当たり、棟の並び等の立地条件 を考慮して、稼働開始時間をずらすなどの工夫をすると電気料金 を抑えられます。

※最大使用電力量について

学校の電気の基本料金は、30分間の最大使用電力量により基本料金が決められます。この最大使用電力が30分だけ跳ね上がった場合、その後、使用電力が下がっても、跳ね上がった時の使用電力の基本料金を1年間払うことになります。

電気による空調設備を設置した学校には、最大使用電力量を設定することにより、各空調設備の稼働を調整するデマンド機能を付けております。デマンド機能については、空調設備のメーカーにより若干違いがありますので、機能をよく理解の上、ご使用ください。

※デマンド機能について

デマンド機能を要すため「デマンドコントローラ」が設置されており、高圧受電の電力需給者が契約電力の超過を防いだり、デマンド値(最大使用電力)の引き下げを目的に使用する装置で、時々刻々と変化する使用電力を監視し、設定されたデマンド値を超えると予測されると、負荷設備に制御をかけ一定の値を超えないようにします。



(3) ガス方式による空調設備について

電気方式の空調設備と違い、ガス方式による空調設備にはデマンド機能がないため、適切な温度管理に努めてください。

(4) 使用方法に関する掲示等について

・ 長く機能を保ち、機器を使用するために、操作場所に運用指針に基づく、稼働期間、設定温度等を掲示し、適正な運用に努めてください。

5 その他

(1) 定期的な清掃の実施について

こまめな点検・清掃を行ってください。

- エネルギー効率が悪くならないよう、室外機周辺に物を置かないようにしてください。
- ・ 教室内の環境衛生や省エネルギーのために、夏季、冬季の稼働 開始前、中間時に室内機のフィルターを、必ず清掃してください。 その際、必ず複数人で行い、取り外し・取り付け時の事故防止に 努めてください。

(2) 光熱費の使用状況について

・ 「電気、都市ガス、水道使用量報告」を教育委員会に提出する際、各学校でも使用エネルギー量の把握を行い、省エネ・節電に留意してください。



(3)環境教育について

・ 快適な学習環境を提供するため、普通教室等に空調設備を設置 しましたが、教室の温度管理や環境負荷の低減等上手に運用する ためにも、全教職員・児童生徒が環境・省エネ等に対する意識を 高め、行動することが必要と考えます。

各校で、地球環境への配慮、省エネルギー、地球温暖化防止等の学習をするなど、創意工夫した取り組みを推進してください。

 本市では、地球温暖化対策について具体的な施策を示した船橋 市地球温暖化対策実行計画を定めております。また、環境省や千 葉県でも地球温暖化防止への取り組みを案内しておりますので、 ホームページ等を参照し、今すぐに取り組めることから始めてみ ましょう。

<参考資料>

• 船橋市地球温暖化対策実行計画

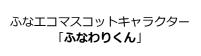
(https://www.city.funabashi.lg.jp/machi/kankyou/004/p020682.html) 市域で取り組む温暖化対策(区域施策編)

市が取り組む温暖化対策(事務事業編)~第5次ふなばしエコオフィスプラン~

• 船橋市地球温暖化対策地域協議会(愛称:ふなエコ)

(https://ondanka.webnode.jp/)

市民・事業者・行政等の協働により、船橋市の地球温暖化防止の取り組みを推進しています。



船橋市教育委員会学校教育部 学務課 学校経理係

令和3年6月16日発行(第6版)